

熊警第230号  
平成31年3月1日

「復職支援休暇制度の運用について（通達）」の一部改正について（通達）

本県警察における復職支援休暇制度については、「復職支援休暇制度の運用について（通達）」（平成25年12月16日付け熊警第1510号。以下「通達」という。）により運用しているところであるが、別紙のとおり通達の一部を改正し、平成31年4月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別紙

「復職支援休暇制度の運用について（通達）」新旧対照表

（下線の箇所は、改正部分を示す。）

新	旧
1～4 （略）	1～4 （略）
5 取得期間 復職の日から3月までの期間（週休日及び休日を含む。） <u>内（警察本部長が特に必要と認めるときは、さらに3月の期間（週休日及び休日を含む。）内）とする。</u>	5 取得期間 復職の日から3月までの期間（週休日及び休日を含む。）とする。
6～9 （略）	6～9 （略）
10 取得手続 (1)～(6) （略） <u>(7) (1)から(5)までの規定は、復職支援休暇の承認を受けている職員がさらに3月の期間（週休日及び休日を含む。）内において復職支援休暇の承認を受けようとする場合の手続について準用する。この場合において、(1)中「復職の日」とあるのは、「承認を受けている復職支援休暇の取得期間の末日」と読み替えるものとする。</u>	10 取得手続 (1)～(6) （略） (新設)
11 （略）	11 （略）
別記様式 （略）	別記様式 （略）